

障害者等に対する県の施設使用料金減免要領

(目的)

第1条 この要領は、障害者等が県の施設を利用する場合において、当該施設の使用料を減免することにより、障害者の社会参加を促進し、福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「障害者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者(以下「身体障害者」という。)
 - (2) 療育手帳制度要綱(「療育手帳制度について」(昭和48年厚生省発児第156号)により定められたものをいう。)の規定により療育手帳の交付を受けている者(以下「知的障害者」という。)
 - (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(以下「精神障害者」という。)
- 2 この要領において「介護者」とは、前項に定める障害者に同伴して介護する次に掲げる者(障害者1人につき1人に限る。)をいう。
 - (1) 身体障害者手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃額欄に第一種と記入されている身体障害者の介護者
 - (2) 知的障害者の介護者
 - (3) 精神障害者保健福祉手帳に記入されている障害等級が1級である精神障害者の介護者
 - 3 この要領において「障害者団体」とは、次に掲げる団体のうち、県に事前に登録された団体をいう。
 - (1) 障害者若しくは発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第2項に規定する発達障害者(以下「発達障害者」という。)又は障害者及び発達障害者の支援を行う者を主な構成員とし、障害者及び発達障害者の福祉の増進のために活動している団体。
 - (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条に規定する障害福祉サービス事業を行う事業所、障害者支援施設、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2に規定する障害児通所支援事業を行う事業所、同法第7条に規定する障害児入所支援を行う施設(以下「事業所等」という。)。
 - (3) 障害者及び発達障害者並びにその家族が構成員の半数以上を占め、障害者及び発達障害者の福祉の増進のために活動している団体。

(減免対象施設及び減免内容)

第3条 障害者及び障害者団体が、次表に掲げる施設を利用する場合には、和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号)で定める

使用料（以下「使用料」という。）について、下記左欄の各号に掲げる施設の区分に応じ、右欄に定める額を減免するものとする。

減免の対象となる施設	減免の内容
(1) 近代美術館	入場料及び駐車場使用料の全額
(2) 博物館	
(3) 紀伊風土記の丘資料館	入場料の全額
(4) 自然博物館	
(5) 海浜公園	駐車場使用料の2分の1の額（当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。）
(6) 図書館文化情報センター （メディア・アート・ホール及び 講義・研修室）	使用料の2分の1の額（当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。）
(7) わかやま館（会議室、サロ ン及び展示ホール）	

- 2 介護者が、障害者の介護のために前項第1号から第5号までに掲げる施設を利用する場合には、入場料及び駐車場使用料の全額を免除するものとする。
- 3 第1項第6号及び第7号の使用料の減免については、障害者団体の申請に限る。

（減免手続）

第4条 障害者及び介護者が前条に掲げる施設を利用しようとする場合には、当該施設の長に当該障害者の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示し、使用料の減免を申請するものとする。

- 2 障害者団体は、前条に掲げる施設を利用しようとする場合は、あらかじめ県に登録申請し、県から交付された登録証を提示して、使用料の減免を申請するものとする。

- (1) 申請は、和歌山県施設使用料金減免団体登録申請書（様式第1号）に必要書類を添えて県障害福祉課に提出するものとする。
- (2) 県障害福祉課は、登録を適当と認めるときは和歌山県施設使用料金減免団体登録証（様式第2号）（以下「登録証」という。）を当該団体に交付する。なお、県障害福祉課は、当該団体が第2条第3項第1号及び第3号に該当する団体かを審査するにあたり必要があると認めるときは、当該団体構成員の障害者の手帳所持状況等について確認を行うものとする。
- (3) 障害者団体は、登録事項に変更が生じたときは、和歌山県施設使用料金減免団体登録変更届（様式第3号）により、速やかに県障害福祉課に届け出なければならない。また、登録証を紛失したとき又は登録を辞退しようとするときは、書面により県障害福祉課に申し出ること。
- (4) 障害者団体が虚偽の申請により登録証の交付を受けた場合又は不正な使用をしたと認めるときは、県障害福祉課は当該登録を取り消すものとする。なお、当該取消から5年を経過しない間は、当該団体については

登録を認めない。

第5条 第3条に規定する施設の長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適當と認めたときは使用料を減免するものとし、入場券又は領収書等に減免適用と明記するものとする。

附 則

この要領は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年11月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成7年1月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成7年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年7月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年12月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年9月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年7月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。